

② 設計業務委託等技術者単価【岡山県】

①設計業務

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
主任技術者	80,200	55
理事・技師長	75,800	55
主任技師	64,800	55
技 師(A)	57,000	55
技 師(B)	47,200	55
技 師(C)	38,400	55
技術員	33,600	55

技術者の職種	労務費(円)	割増対象賃金比(%)
図 工	34,600	60

②測量業務

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
測量主任技師	54,600	55
測量技師	47,100	55
測量技師補	36,900	55
測量助手	34,600	60
測量補助員	25,900	60

③航空・船舶関係

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
操縦士	56,300	65
整備士	43,200	60
撮影士	43,500	60
撮影助手	36,100	60
測量船操縦士	36,300	60

④地質業務

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
地質調査技師	53,200	60
主任地質調査員	41,500	60
地質調査員	31,400	60

⑤「港湾請負工事積算基準」の標準賃金

潜水士(ダイバー)標準賃金

潜水深度	標準賃金(円／日)
10m未満	52,200
10～20m未満	56,600
20～30m未満	60,900
30～40m未満	65,200

注) 標準賃金の内訳は、基準内給料(基本給及び諸手当)、通勤手当、賞与、退職金等である。

潜水士補助員は、潜水士(ダイバー)に準じる。

上廻り員は、①公共工事設計労務単価の潜水送気員に準じる。

【参考資料】

技術者の職種区分

参考までに設計業務等における技術者の職種区分定義を下記のとおり示す。

(1) 測量技術者

職種区分定義

- ① 測量主任技師：測量士で業務全般に精通するとともに複数の業務を担当する者。
また、業務の計画及び実施を担当する技術者で測量技師等を指揮、指導する者。
- ② 測量技師：測量士で測量主任技師の包括的指示のもとに業務の計画、実施を担当する者。
また、測量技師補又は撮影士等を指揮、指導して測量を実施する者。
- ③ 測量技師補：上記以外の測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに計画に従い業務の実施を担当する者。また、測量助手を指揮、指導して測量を実施する者。
- ④ 測量助手：測量技師又は測量技師補の指揮、指導のもとに測量作業における難易度の高い補助業務を担当する者。
- ⑤ 測量補助員：測量技師、測量技師補又は測量助手の指揮、指導のもとに測量作業における補助業務を担当する者。
- ⑥ 操縦士：測量用写真の撮影等に使用する事業用航空機の操縦免許保有者で操縦を担当する者。
- ⑦ 整備士：一等又は二等航空整備士の免許保有者で測量用写真の撮影等に使用する航空機の整備を担当する者。
- ⑧ 撮影士：測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに測量用写真の撮影業務及び航空レーザ計測を担当する者。また、撮影助手を指揮、指導して撮影等を実施する者。
- ⑨ 撮影助手：撮影士の指揮、指導のもとに測量用写真の撮影等の補助業務を担当する者。
- ⑩ 測量船操縦士：水面（海面及び内水面）における、測量用船舶の操船その他の作業を担当する者。

(2) 地質調査技術者

職種区分定義

- ① 地質調査技師：ボーリング作業の現場等における作業を指揮、指導する技術者をいう。
- ② 主任地質調査員：ボーリング作業の現場等における機械、計器、試験器等の操作及び観測、測定等を行う技術者をいう。
- ③ 地質調査員：ボーリング作業の現場等におけるボーリング機械の組立、解体、運転、保守等を行う技術者をいう。

(3) 設計業務等技術者

職種区分定義

- ① 主任技術者：先例が少なく、特殊な工法や解析を伴う極めて高度あるいは専門的な業務を指導統括する能力を有する技術者。
工学以外に社会、経済、環境等の多方面な分野にも精通し、総合的な判断力により業務を指導、統括する能力を有する技術者。
工学や解析手法の新規開発業務を指導、統括する能力を有する技術者。
- ② 理事・技師長：複数の非定型業務を統括し、極めて高度で複合的な業務のプロジェクトマネージャーを務める技術者。
- ③ 主任技師：定型業務に精通し部下を指導して複数の業務を担当する。また、非定型業務を指導し最重要部分を担当する。

- ④ 技 師 (A) : 一般的な定型業務に精通するとともに高度な定型業務を複数担当する。また、上司の指導のもとに非定型的な業務を担当する。
- ⑤ 技 師 (B) : 一般的な定型業務を複数担当する。また、上司の包括的指示のもとに高度な定型業務を担当する。
- ⑥ 技 師 (C) : 上司の包括的指示のもとに一般的な定型業務を担当する。また、上司の指導のもとに高度な定型業務を担当する。
- ⑦ 技 術 員 : 上司の指導のもとに一般的な定型業務の一部を担当する。また、補助員を指導して基礎的資料を作成する。

なお、職種区分定義で示されている定型業務、非定型業務については下記を参考に判断するものとする。

- | | |
|-------|---|
| 定型業務 | <ul style="list-style-type: none">・調査項目、調査方法等が指定されており、作業量、所要工期等も明確な業務・参考となる類似業務があり、それらをベースに応用することが可能な比較的簡易な業務・設計条件、計画諸元の設定等が比較的容易で、立地条件や社会条件により業務遂行が大きく作用されない業務 |
| 非定型業務 | <ul style="list-style-type: none">・調査項目、調査方法等が未定で、コンサルタントとしての経験から最適な業務計画、設計手法等を確立して対応することが求められる業務・比較検討のウエイトが高く、かつ新技術または高度技術と豊かな経験を要する大規模かつ重要構造物の設計業務・文化性、芸術性が特に重視される業務・先例が少ないか、実験解析、特殊な観測・診断等を要する業務・委員会運営や関係機関との調整等を要する業務・計画から設計まで一貫した業務 |